

地方創生の加速について

国と地方は総力を挙げて地方創生に取り組んできたが、少子高齢化・人口減少の緩和、東京一極集中の是正は依然として大きな課題である。コロナ禍で生じた集中から分散への価値観の変化など、社会情勢の大きな変化を前向きにとらえ、こうした構造的な課題を解決していくことが重要である。

こうした中で、国においては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、デジタルの力を活用して、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すことが示された。

九州・山口地域は、合計特殊出生率が総じて高く、人口移動が圏域内にとどまる割合も高いという強みを持っているほか、成長著しいアジアに近接する地理的優位性も有している。

我々は、これらの特性を活かし、官民一体となって「第2期九州創生アクションプラン“JEWELS+”」を実践している。

国においては、厳しい地方財政の現状や地域経済の実情を勘案しつつ、地方が長期的な視点から一層の地方創生に取り組めるよう、以下の項目について、適切に対応するよう求める。

1 デジタル田園都市国家構想総合戦略における地方創生

(1) 地方創生の一層の加速

国と地方を挙げて地方創生に取り組んでいるが、少子高齢化・人口減少の大きな流れは変わらず、依然として東京圏への一極集中が続いている。

一方で、地方への移住や就業に対しての国民の関心が高まるとともに、東京から地方への人の流れが見られるなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している。

このような新たな潮流を地方創生につなげていくためにも、地

方における仕事の間づくりや若者や女性の移住定住対策などの地方の社会課題解決について、デジタルの力を活用した取組に加え、デジタルの力によらない従来の取組についても引き続き推進し、地方創生の一層の加速を図ること。

(2) 地方の取組を支えるための財源拡充

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を活かしながら社会課題の解決や魅力の向上を図る「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」について、安定的に予算枠を確保・拡充すること。

また、同交付金については、地方の意欲的な取組や地方創生の継続的な取組みに支障が生じることなく、地方の実情に即した創意工夫による取組みへの支援となるよう、更なる改善を図ること。

2 構造的課題に対する思い切った対策

(1) デジタル社会の実現に向けた取組の加速化

コロナ禍で生まれた社会情勢の変化を成長につなげ、地方創生を実現していく上で、その原動力となるデジタル化を推進し、様々な地域課題の解決やイノベーションの創出を図っていくことが重要である。このため、デジタルトランスフォーメーションに積極的に取り組む地方に対し、人的・財政的・技術的な支援策を充実・強化すること。

(2) 新たなイノベーションの創出

地方におけるデジタルトランスフォーメーションの実現・拡大のため、中小企業・小規模事業者のIT導入の加速による業務効率化や、IoTやビッグデータ、AI、ロボット等の先端技術・設備の導入などによる経営革新、生産性向上に向けた支援を充実すること。

特に、先端技術を活用した付加価値の高い新たな産業の育成や、

そのための拠点形成などは、地域課題の解決を図る上で布石となる重要な取組であるため、民間企業や自治体が行う先端技術への挑戦に対する支援を充実すること。

(3) 宇宙による新たな地方創生への挑戦

宇宙産業は、2040年代までに現在の37兆円から3倍の120兆円規模になると予測されている成長分野であり、地方と民間企業は、「宇宙」を推進力とする、地方創生、経済成長の実現に果敢に取り組んでいることから、国においても、「宇宙基本計画」「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に基づく取組の強化、加速化を強力に推し進めること。

特に、宇宙産業基盤強化に資する制度整備を検討するとともに現行制度の適切な運用を図ること。

また、コンステレーション構築及び実証事業や、衛星データの政府調達や利活用、有人輸送など新たなビジネスを見据えた射場・スペースポート整備を推進すること。

(4) しごとの場づくりと働き方改革への対応

地方において魅力ある働く場を確保するためには、大企業の本社機能等の移転や、地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の成長が不可欠であることから、企業の地方拠点の強化、研究開発や設備投資に対する支援等を強化すること。

また、「デジタル田園都市国家構想」で推進するリモートワーク、地方でのしごとの場づくりや働き方改革に資するサテライトオフィスの設置を進める上でも、過疎・離島等の条件不利地域や民間事業者による整備が見込めない地域におけるICT基盤整備等の支援策を拡充すること。

(5) 少子化の歯止め対策

我が国の年齢構成から見れば、現時点で合計特殊出生率2.07を回復・維持できたとしても、今後数十年間は人口減少が続く

ことが見込まれており、まずは少子化の流れを緩和し、歯止めをかけていくことが喫緊の課題である。

若者が結婚や子育てに希望を持ち、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、出会い・結婚、妊娠・出産、子育てまで、地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う地方の取組に対し、支援を強化・拡充すること。

(6) 若者や女性の移住定住対策の充実・強化

若者や女性の人口流出に歯止めをかける移住定住対策や活力ある地域づくりのための関係人口の創出・拡大など、地方とのつながりの構築や地方への新しい人の流れをつくる取組を強力に推進すること。

なお、東京一極集中の是正として進められている中枢中核都市の機能強化に当たっては、中枢中核都市が「ミニ一極集中」となり周辺市町村が疲弊することのないよう留意すること。

(7) 九州地域への I R 導入

I Rについては、昨年4月に長崎県が国へ区域整備計画の認定申請を行い、現在、国が設置した審査委員会において、引き続き審査がおこなわれているところである。

I R導入は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた観光関連産業や地域経済を活性化し、アフターコロナにおける地方創生、ひいては我が国の発展に貢献するものであることから、各地域における理解を前提として、都市部のみならず地方への I R導入を進めること。

特に、九州はアジアに近く、上質な温泉地や豊かな自然のほか、多様な文化、歴史など魅力的な観光資源を有していることに加え、I Rがもたらす高い経済効果を九州内へ広く波及させることを目的として、経済団体、行政、議会が一体となったオール九州による推進体制が構築されており、民間主体のビジネスネットワークの組成や広域周遊観光の促進に向けた具体的な検討が進められているなど、I R導入の最適地であることか

ら、現在、長崎県が誘致を目指している九州・長崎 I Rに係る区域整備計画を認定すること。

なお、I R導入に際しては、ギャンブル依存症等の懸念される事項への実効性ある対策を講じるとともに、感染症対策にも万全を期すなど、健全性や安全性を十分確保すること。

(8) 観光復興を契機とした地域活性化に対する支援

観光復興を、地方創生加速の契機とするため、地域が独自の観光資源を活用して取り組む課題への挑戦に対して、支援を行うとともに、2025年日本国際博覧会などの大規模イベントを活用した、地方への戦略的誘客を支援すること。

(9) 国際スポーツ大会の開催等に対する支援

ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的なスポーツ大会は、観光復興、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。

さらなる大会誘致を進めるため、地方が行う施設整備・改修やキャンプ誘致などの受入環境整備、競技普及、観光の魅力向上について継続的に支援を行うこと。

(10) ツール・ド・九州の成功に向けた支援とツーリズムの推進

九州・山口が一丸となって取り組むツール・ド・九州は、スポーツ大会の域に留まらず、この地域ならではの大自然や文化、豊かな暮らしを国内外に発信する絶好の機会である。

このツール・ド・九州を継続的に開催し、地方創生を加速させるため、国際サイクルロードレース認定への取組を積極的に支援するとともに、円滑な大会開催に向けた財政支援を充実すること。

また、この機会にサイクルツーリズムの機運を高め、新たな観光客を呼び込むために、九州・山口のコースをナショナルサイクルルートに指定すること。

(11) 国民体育大会・国民スポーツ大会の開催を契機とした活性化

新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けたスポーツ活動を再活性化し、人々の活力を取り戻すとともに、スポーツを活用した交流人口の増加や地域産業の振興など、九州全体の活性化につなげるため、史上初、同一ブロックで2年連続開催となる2023年鹿児島国民体育大会、2024年佐賀国民スポーツ大会の双子の大会や、2027年宮崎国民スポーツ大会を必ず成功させる必要がある。

そのため、感染症の影響による開催県の財政需要の増加に対し、国が責任をもって確実に財源措置するとともに、大会の魅力を高めるスポンサーゲームの開催など新たな大会運営の実現に向けた取組を積極的に支援すること。

3 社会資本の地域間格差の是正

地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定により、東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく取組みが進められている。このような中、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正など、分散型国づくりを戦略的に進め、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を推進すること。

4 地方創生に資する分権改革等の推進

真の地方創生を実現するには、国の過剰な関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要であることから、地方創生の実現に向けて必要な規制緩和等に係る提案の実現に断固たる姿勢で取り組むこと。また、国と地方公共団体は対等・協力の関係であることに鑑み、地方公共団体の自主性及び自立性を十分に尊重すること。特に、裁定的関与については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、国と都道府県、市町村それぞれが対等な立場で責任を果

たせるよう見直すこと。

併せて、国の出先機関の地方移管に向けた議論を進めること。

令和5年6月

九州地方知事会長

熊本県知事 蒲島 郁夫